ハラスメント対策認定アドバイザー資格講座申込規約
一般社団法人日本ハラスメント協会

ハラスメント対策認定アドバイザー資格講座にお申込みいただくには、以下の申込規約に従っていただくことになりますので、あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みくださいますようお願いいたします。
1 【お申込みについて】
(1) 資格講座受講料をお支払いいただく場合には、銀行振込の方法のみお取扱いいたします。
(2) 銀行振込による振込手数料はお客様のご負担となります。

2【資格講座受講料等について】
(1) 資格講座お申込み後における解約・返金についてのお取扱い
ア 解約・返金について
お客様が電子メールでお申込確認書を受領してから土日・祝を含む 8 日間以内であれば、理由の如何を問わず、お客様からのお申し出により解約・返金させていただきます。
（例）6 月 1 日に申込確認書を受領した場合、6 月 9 日までのお申出があれば解約・返金させていただきます
イ 原則として、受領済み受講料の全額を銀行振込にて返金いたします。返金処理にかかる銀行振込手数料はお客様負担とさせていただきます。
ウ　講座開始日前・口座開始後の解約・返金について
お客様がメールでお申込確認書を受領してから 9 日以上経過している場合、講座開開始前・口座講座開始後に関わらず、また理由の如何を問わず、原則返金の対象とはなりません。
エ　開始日以後の解約・返金について
講座開始日以後、健康上の理由、経済上の理由により、申込者またはその法定代理人が、継続的な受講を困難または不可能と判断した場合には、メールにてお申し出ください。当該書類が受理された時点を基準として解約または返金等の手続きを開始いたします。その際の返金は、銀行振込にて返金いたします。なお、正当な解約理由を証明できない場合は返金できませんのであらかじめご了承ください)。
オ　解約・返金する場合の返金額は、(5 万円)を控除した残額(10 円未満の端数は切捨て)といたします。

3 【インターネット受講システムについて】
(1) 一般社団法人日本ハラスメント協会「以下協会という。」が提供するハラスメント対策認定アドバイザー資格講座はインターネットを利用した動画配信を教材として利用します。インターネット受講システムの利用には、パスワードが必要となります。利用の資格はお客様本人にのみ帰属します。いかなる場合であってもパスワードを第三者に開示することによりインターネット受講システムの利用資格を貸与等することはできません。また、ダウンロードした映像または音声データを第三者に利用させることはできません。不正利用等が確認された場合は、視聴停止を含む厳正な措置をとらせていただきます。
(2) インターネット受講システムを利用される際には、設備等の保守または地震、火災、停電、回線 障害・接続障害等によりシステム停止、中断、制限が発生する場合がありますが、協会はお客様に生じた損害について責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
(3) インターネット受講システムについては、協会の推奨環境を満たしている場合でも、お客様個々の動作環境によっては、視聴できない場合があります。このような個々の動作環境による視聴不能について協会は責任を負いかねますので、事前の視聴確認を必ず行った上でお申込みください。

4 【インターネット受講システムのURL・パスワード発行について】
インターネット資格講座における動画配信は、協会が定めた日程に従い、電子メールでお客様へお届けいたします。
(1) 協会がお客様に提供する資格講座の動画配信または音声データ、その複製物及びその他一切の著作物以下、「協会教材」という)に 関する著作権、その他知的財産権は協会に帰属しており、お客様ご自身が学習する目的以外に使用および複製することはできません。
(2) 協会教材の複製物を第三者に販売(オークションへの出品を含む)、贈与および貸与(有償・無償を問わない)することは、方法・理由の如何を問わず一切できません。
(3) 上記(1)から(2)に違反した場合は、直ちに差し止めを求め、刑事告訴等の法的措置をとらせていただきます。

5 【インターネット本試験申込みについて】
インターネット本試験の申込みは別途不要となります。インターネット資格講座の受講をすべて修了した者は動画配信と同じインターネット受講システム内のインターネット本試験を随時受けることができます

6 【反社会的勢力の排除について】
お客様が、次に定める(1)のいずれかに該当すると協会が判断した場合、あるいはお客様が自らまたは第三者を利用して次の(2)のいずれかの行為を行ったと協会が判断した場合には、何ら通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解約します。なお、解約に伴う返金の対象とはなりません。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者
(2) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または 暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて協会の信用を毀損し、業務を妨害する行為、これらの行為に準ずる行為

7 【免責】
(1) 協会の資格講座をご利用になり、その結果としてお客様の知識・技能等の向上、就職・転職等の目的が達成できなかったとしても、協会は責任を負いかねます。
(2) お客様による、資格講座申込書の記載内容の不備・誤記、虚偽、記載事項に変更が生じた場合の未届、変更届出内容の不備・誤記、虚偽、講座申込書または当規約についての不知・誤解釈による不利益については、協会は責任を負いかねます。
(3) 協会が行う各種サービスについては、協会所定の日数により手続きさせていただきますのであらかじめご了承ください。これによる不利益については協会では責任を負いかねます。

8 【準拠法および合意管轄】
(1) 当規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。
(2) お客様と協会との間における一切の争訟については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

9 【規約の変更】
(1) 当規約は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更に規定に基づいて変更するものとします。
(2) 強行法規の改正等により、当規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定め に従い変更したものといたします。

【施行日】
2020年6月9日施行